

交野市こども計画

概要版（案）



令和7年3月
交野市



計画策定の背景

交野市では、平成17年3月に「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」（前期計画）を策定し、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成27年3月には「交野市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期 交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育ち 子育て 地域の和（なごみ）～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市のことどもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「交野市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

計画の性格と位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努めることとされています。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」（任意計画）、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」（任意計画）を包含しています。

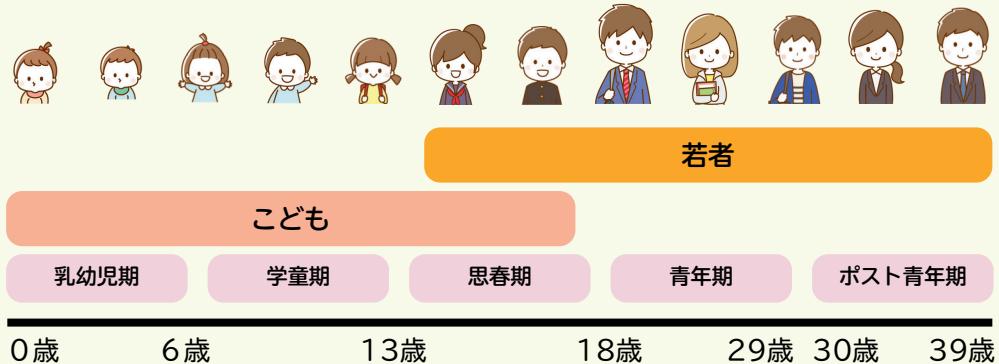
計画の期間

期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

計画の対象

対象は、こども・若者（0歳から29歳まで、ただし施策によっては39歳まで）及び子育て当事者とします。
区分は、0歳から6歳を乳幼児期、6歳から13歳を学童期、13歳から18歳を思春期、18歳から29歳を青年期、30歳から39歳をポスト青年期とします。



基本理念



こどもいっぱい 元気な“かたの” ～ 子育ち 子育て 地域の和（なごみ）～

こどもや若者は、未来のまちの担い手です。誰もが安心してこどもを産み育て、すべてのこどもや若者が生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざします。

施策の体系



施策の展開



基本目標1 こどもを産み育てることができる まちづくり

子どもの誕生前
～幼児期

基本施策1 | 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

基本施策2 | 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

基本施策3 | 質の高い幼児期の幼児教育・保育の推進

<進捗確認指標>

- ・「この地域で子育てをしたい」と思う親の割合
- ・「地域のつながりや支え合いにより安心して子育てできる」と思う市民の割合
- ・認定こども園等が、全市的な幼児教育・保育の質の向上のために国基準を超えて実施する延べ事業数（看護師・フリー保育士等配置事業等）



基本目標2 こどもが成長できる まちづくり

学童期・思春期
小学生～18歳

基本施策1 | 学校教育の推進

基本施策2 | 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

基本施策3 | 思春期保健対策の充実

基本施策4 | こどもの成長を見守る体制づくりの推進

基本施策5 | こどもの居場所づくりの推進

<進捗確認指標>

- ・児童・生徒アンケート「学校にいくのが楽しい」の肯定的回答の割合
- ・児童・生徒アンケート「授業がわかりやすく楽しい」の肯定的回答の割合
- ・学校協働活動 コーディネーターの年間活動日数／市内ボランティア参加者数
- ・放課後等のこどもの居場所設置数



基本目標3 若者が自立できる まちづくり

青年期・
ポスト青年期
18～39歳

基本施策1 | 困難を抱えた若者への自立支援の推進

基本施策2 | 青年期の相談支援体制の充実

<進捗確認指標>

- ・「住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしている」と思う市民の割合
- ・「困ったときに気軽に相談できる場所がある」と思う市民の割合
- ・地域の身近な相談窓口『まるまど』開設数



基本目標4 こどものすべての成長過程にわたる支援

すべてのこども

基本施策1 | こどもの権利の保障

基本施策2 | こども・若者の意見聴取

基本施策3 | 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

基本施策4 | 障がいのあるこども（支援の必要なこども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

基本施策5 | 「食育」の推進

基本施策6 | スポーツ・文化・レクリエーションの充実

基本施策7 | 安心・安全に子育てできる生活環境の推進



<進捗確認指標>

- ・児童・生徒アンケート「豊かな心や生き方について考える機会がある」の肯定的回答の割合
- ・「スポーツ・文化活動や読書など、生涯学習に親しんでいる」と思う市民の割合
- ・「安全で快適な公園・緑地が整っている」と思う市民の割合
- ・都市公園等の設置数
- ・児童虐待防止に関する研修会等に参加した人の内容理解度

基本目標5 子育て当事者に対する支援

子育て当事者

基本施策1 | ひとり親家庭の自立支援の推進

基本施策2 | 子育て家庭への経済的な支援の充実

基本施策3 | 外国につながることと保護者への支援・配慮の充実

基本施策4 | 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本施策5 | 地域における子育て支援ネットワークの充実

基本施策6 | 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

基本施策7 | 地域における子育て支援の充実

基本施策8 | 地域環境を活かした多様な活動の推進



<進捗確認指標>

- ・「地域のつながりや支え合いを大切にしている」と思う市民の割合
- ・「こどもと保護者が心身ともに健やかに育ち過ごすことができる」と思う市民の割合
- ・子育てアプリの登録人数

法定事業の目標値等



子ども・子育て支援事業計画において、各年度における子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制の「確保方策」及びその「実施時期」について定めることとされています。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

認定区分	単位	令和7年度	
		量の見込み	確保方策
1号認定	人	845	921
2号認定		1,101	1,134
3号認定		93 1、2歳	154 664
		672	



令和11年度	
量の見込み	確保方策
799	938
1,048	1,123
91	148
629	672

認定区分について

施設などの利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。

1号認定

3～5歳で、幼児教育のみを希望する人

2号認定

3～5歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する人

3号認定

0～2歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	単位	令和7年度	
		量の見込み	確保方策
利用者支援事業	箇所数	2	2
地域子育て支援拠点事業	延べ組数	14,805	16,200
妊婦健康診査事業	延べ回数	6,025	6,025
乳児家庭全戸訪問事業	実件数	495	495
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	実人数	4	4
子育て短期支援事業	延べ日数	35	35
子育て援助活動支援事業	就学前	463	463
	小学生	1,121	1,121
一時預かり事業	幼稚園型（1号）	13,290	13,290
	幼稚園型（2号）	9,193	9,193
	その他	3,654	2,986
延長保育事業	実人数	498	498
	延べ人数	1,233	2,160
病児保育事業	病児対応型	1,575	1,575
	体調不良児対応型	349	
放課後児童健全育成事業	1年生	299	
	2年生	236	
	3年生	143	1,280
	4年生	68	
	5年生	29	
	6年生	1,124	
	合計	8	8
実費徴収に係る補足給付を行う事業		2	2
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		2,400	2,400
子育て世帯訪問支援事業	延べ人数	1,494	1,494
妊婦等包括支援相談事業		-	-
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	定員数	106	106
産後ケア事業	ショートステイ型（宿泊型）	26	26
	デイサービス型（通所型）	45	45
	アウトリーチ型（訪問型）		



令和11年度	
量の見込み	確保方策
2	2
14,076	16,200
5,637	5,637
473	473
4	4
33	33
463	463
1,121	1,121
13,290	13,290
9,193	9,193
3,456	4,114
471	471
1,166	2,160
1,575	1,575
298	
256	
202	
122	1,280
58	
25	
961	
8	8
2	2
2,400	2,400
1,437	1,437
24	24
99	99
24	24
42	42

地域子ども・子育て支援事業 一覧



利用者支援事業 (こども子育て総合相談窓口)

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連携や連絡調整、協働体制づくり等を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業

就学前の児童及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供、助言等の支援を行う事業です。

妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切なタイミングで必要に応じた医学的検査を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言を行う事業です。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行う事業です。

子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業

交野市要保護児童対策地域協議会内の情報交換や支援内容の協議を行い、専門性向上のための研修や市民への啓発活動を通じて、地域全体で児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を行う事業です。

子育て短期支援事業

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる場合や、育児疲れ等、一時的に子どもの養育ができないときに、指定した事業実施施設で一定期間、子どもの預かりを行う事業です。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

地域で子育ての支援をするために、子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育てを援助したい人(提供会員)または両方を行いたい人(両方会員)が相互に助け合う活動を行う事業です。

一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に応じた支援を行う事業です。

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、認定こども園等の開所時間(11時間)の前後各30分以上において時間を延長して保育を実施する事業です。

病児保育事業 (病児対応型)

病気の症状が安定期や回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で保育できない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

病児保育事業 (体調不良児対応型)

登園後に体調不良となった園児に対して、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が保健的な対応を行う事業です。

地域子ども・子育て支援事業 一覧



放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした事業です。

実費徴収に係る 補足給付を行う事業

保護者の世帯の所得状況等市が定める基準に該当した場合に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図る事業です。

多様な事業者の 参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援します。また、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安等を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭の課題に応じて生活習慣の形成等を行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

妊婦等包括支援相談事業

妊婦及びその配偶者等に対し、心身の状況や環境等を把握し、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報提供を行い、ニーズに応じて必要な支援につなぎ、妊娠した時から寄り添い継続的に支援を行う事業です。

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的に、保護者の就労に関係なく認定こども園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象とし、月一定時間、保育が利用可能な枠の中で利用できる事業です。

産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定な時期に、母子の心身のケアや育児のサポートを行う事業です。医療機関または助産院に宿泊し、助産師等の専門スタッフからサポートを受ける「ショートステイ型（宿泊型）」、医療機関または助産院に日中滞在し、サポートを受ける「デイサービス型（通所型）」、利用者の自宅に訪問し、サポートを受ける「アウトリーチ型（訪問型）」があります。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

発行年月：令和7年3月 発行：交野市健やか部子育て支援課
〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1 TEL：072-810-5820 FAX：072-892-0525